

<p>(船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部改正)</p> <p>第二条 船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示(平成十六年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	
改正後	改正前
<p>船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示</p> <p>一〇二十六(略)</p> <p>一七 The Steamship Mutual Underwriting Association (Europe) Limited</p> <p>二八・二九(略)</p> <p>三〇 UK P&I Club N.V.</p> <p>三一～三五(略)</p> <p>三六 MS Anlin Insurance SE</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示</p> <p>一〇二十六(略)</p> <p>(新設)</p> <p>二七・二八(略)</p> <p>(新設)</p> <p>二九～三三(略)</p> <p>三四 Anlin Insurance SE</p>
<p>第二条 (船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第二項第二号の総トン数を定める告示の一部改正)</p> <p>船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第二項第二号の総トン数を定める告示(平成十七年国土交通省告示第二百十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	
改正後	改正前
<p>船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第二項第二号及び第三項第二号の総トン数を定める告示</p> <p>船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第二項第二号及び第三項第二号の国土交通大臣が定める総トン数は、五百トンとする。</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第二項第二号の総トン数を定める告示</p> <p>船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第二項第二号の国土交通大臣が定める総トン数は、五百トンとする。</p>

附 則

この告示は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示第二十七号から第三十六号までの規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十五号

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案(事案番号令二第六〇一号)については、令和二年四月十四日付け国運審第二号により、運輸審議会から、標準的な運賃として定めることは適当である旨の答申があつたので、運輸審議会一般規則(昭和二十七年運輸省令第八号)第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和二年四月二十三日

○防衛省告示第七十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和二年四月二十三日

防衛大臣 河野 太郎

日 時 令和二年四月三十日(予備、同年五月一日)の〇八〇〇から一七〇〇まで

区 域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア) 北緯三二度二〇分二秒

(イ) 北緯三一度四七分二秒

(ウ) 東経一八度四五分五二秒

(エ) 東経一九度〇九分五二秒

実施艦等 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和二年四月二十三日

防衛大臣 河野 太郎

日 時 令和二年五月十三日(予備、同月十四日及び同月十五日)の〇六〇〇から一八〇〇まで

区 域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ウ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四八分一三秒

(イ) 東経一三三度二九分五一秒

(ウ) 北緯三一度四二分一三秒

(エ) 東経一三三度二九分五一秒

(オ) 北緯三一度三六分一三秒

(カ) 東経一三三度三七分五一秒

<p>国土交通大臣 赤羽 一嘉</p> <p>豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ウ)の地点を結んだ線により囲まれる区域</p>	
改正後	改正前
<p>(ア) 北緯三一度四八分一三秒</p> <p>(イ) 東経一三三度二九分五一秒</p> <p>(ウ) 北緯三一度四二分一三秒</p> <p>(エ) 東経一三三度二九分五一秒</p> <p>(オ) 北緯三一度三六分一三秒</p> <p>(カ) 東経一三三度三七分五一秒</p>	<p>(ア) 北緯三二度二〇分二秒</p> <p>(イ) 北緯三一度四七分二秒</p> <p>(ウ) 東経一八度四五分五二秒</p> <p>(エ) 東経一九度〇九分五二秒</p>

○防衛省告示第七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和二年四月二十三日

防衛大臣 河野 太郎

日 時 令和二年五月十四日(予備、同月十五日から同月十七日)の〇八〇〇から一七〇〇まで

区 域 測地系の数値である。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。